

11/27 金

保証人 高齢者入居の壁

低所得者に貸す公営住宅を巡り、運営する全国千六百六十八自治体の76・6%に当たる一千一百七十七自治体が入居の要件として連帯保証人を条例で規定していることが国土交通省の調査で分かった。身寄りのない単身高齢者にとって入居の障壁となっている。国交省が二〇一八年から一度、規定廃止を自治体に要請したもののが多くが応じていない。

公営住宅・自治体76%が規定

六十五歳以上の高齢者が人口の約三割を占める超高齢社会となる中、公営住宅が住まいに困る人のセーフティーネットとして十分機能しておらず、住宅確保という新たな課題が浮かんだ。

公営住宅入居時の
保証人規定の有無

規定なし



全国
1668
自治体

※国土交通省調査、
2022年4月時点

自治体が保証人規定を残していく背景には、家賃滞納などへの懸念がある。公営住宅は民間住宅より家賃が安いため、低所得者にニーズがある。

調査は、国交省が四十七都道府県と全二十政令指定都市を含む公営住宅のある計千六百六十八自治体に、二二一年四月時点の状況を聞いた。一九年から実施している。

公営住宅 公的賃貸住宅のうち、自治体が運営する低所得者向けの住宅。二〇二一年三月時点で全国に約二十三万戸。入居に収入要件があり、公募が原則。国は18年と20年、単身高齢者の増加を見据え、セーフティーネットとしての役割を重視し、保証人規定を

のうか、都道府県は三重、岐阜、長野、福井、静岡、富山、石川を含む二十八府県、政令市は静岡、浜松など三市。中核市を見ると、全六十ー市の約六割に相当する三十六市に、市区町村（政令市と中核市を除く）では千五百三十九自治体の約八割に当たる一千二百十自治体に規定がある。

市区町村に占める割合が高い理由について、国交省の担当者は「規模の小さい自治体は、保証人をなくすことで家賃の滞納が増えると懸念している」と分析した。

保証人規定がある一千一百七十七自治体のうち九百十八自治体は、運用などによって高齢者や障害者、生活保護受給者らは保証人の確保を免除する場合があるとしている。一方、保証人を入居要件として規定していないのは三百九十一自治体で、全体の23・4%にのぼる。愛知や滋賀など十九都道府県、名古屋など十七政令市が含まれる。九年調査では16・6%だった。

国交省が廃止要請も応じず